

精神保健福祉士賠償責任保険Q & A

Q-1	保険に加入していますが、施設の理事長でもあります。当該施設に係わる賠償事故は本保険で補償されますか？
Ans	本保険の被保険者(補償の対象となる方)は、精神保健福祉士個人となります。理事長が精神保健福祉士として直接に指示し、使用人・業務の補助者が起こした賠償事故によって理事長が管理責任を問われた場合は補償の対象となります。しかし、施設で起こるさまざまな賠償事故には、施設の欠陥に起因する事故等精神保健福祉士業務と直接関係しないものもあります。そのような事故に対応するためには、別途施設所有(管理)者賠償責任保険に加入していただく必要があります。
Q-2	主治医が決まる前に精神保健福祉士としてケアにあたっていた際に、管理ミスにより業務対象者にケガをさせてしまった。
Ans	精神保健福祉士の業務上の過失が問われ、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、本保険で補償の対象となります。
Q-3	休日に精神保健福祉士資格者としてボランティア活動に参加していた際、他の参加者の物を壊してしまった。
Ans	精神保健福祉士業務の過失責任を問われ、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、本保険で補償の対象となります。ただし、業務に関係のない賠償事故は、本保険では補償の対象となりません。(ボランティア向けの保険で対応します)
Q-4	業務対象者から預かった現金を盗まれてしまった(紛失してしまった)。
Ans	本保険で補償の対象となります(管理財物補償特約)。ただし、預かり物が現金、小切手の場合には、1事故・保険期間中につき10万円がお支払いする限度額となります。
Q-5	インテーク(初診)面接時の収集情報が不十分なため、結果として医師の医療行為に間接的に影響を与え強制入院等の不当な身体の拘束となり、人格権侵害となってしまったことによる法律上の損害賠償責任が認められた。
Ans	本保険で補償の対象となります(人格権侵害補償特約)。ただし、人格権侵害事故の場合には、1名につき100万円、1事故・保険期間中につき500万円がお支払いする限度額となります。
Q-6	個人情報等を不当に表示し、本人のプライバシーを侵害し、法律上の損害賠償責任を負担した。
Ans	本保険で補償の対象となります(人格権侵害補償特約)。ただし、人格権侵害事故の場合には、1名につき100万円、1事故・保険期間中につき500万円がお支払いする限度額となります。
Q-7	退院援助の際、本来必要な説明が不十分であったため、退院した業務対象者が就労機会を失ったことによる損害賠償請求を受けた。
Ans	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする事故ではないため、本保険では補償の対象となりません。
Q-8	精神障害者手帳を申請できる状況にあるのに、本人に申請手続きを行う機会を与えなかったため損害賠償請求を受けた。
Ans	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする事故ではないため、本保険では補償の対象となりません。
Q-9	クローバー登録者(公益社団法人日本精神保健福祉士協会認定成年後見人/精神保健福祉士)として、精神障害者を対象に行う成年後見業務上の賠償事故は、本保険で補償されますか？
Ans	精神保健福祉士として、精神障害者を対象に成年後見業務による援助を行うので、本保険で補償の対象となります。
Q-10	裁判に勝訴した場合でも保険金請求はできますか？
Ans	法律上の損害賠償責任がない場合、基本的に補償の対象とはなりませんが、一部訴訟費用を特約部分からお支払いできるケースもございます。